

## 福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用により一層の普及促進と環境保全の意識の高揚を図り、脱炭素住宅の整備を促進するため、脱炭素に貢献する設備（以下「設備」という。）を設置した者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

### (助成対象設備)

第2条 助成対象設備は、別表に定めるものとし、未使用品に限る。

### (助成対象者)

第3条 助成金は、自ら居住する市内の住宅（専用住宅又は延床面積の2分の1以上を住宅の用に供する店舗等併用住宅をいう。以下同じ。）に設備を設置した者又は設備が設置された自ら居住する市内の新築住宅を購入した者（以下「設置者」という。）で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に対して交付するものとする。

(1) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア 当該住宅が設置者の所有に属すること。

イ 当該住宅が設置者の所有に属しない場合は、設備設置及び助成金申請に関して当該住宅所有者の承諾を得ていること。

ウ 当該住宅が設置者とその他の者との共有の場合は、設備設置及び助成金申請に関して共有者全ての承諾を得ていること。

(2) 当該住宅を借用していない者

(3) 市税等を滞納していない者

(4) 当該住宅の敷地に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。以下同じ。）を有する者

2 前項の場合において、助成対象者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、助成対象者と生計を一にする者（当該住宅の敷地に住所を有する者に限る。）を助成対象者とみなす。

3 同条第1項第3号の規定は、設置者の所有に属しない場合の当該住宅の所有者又は当該住宅が共有の場合の共有者全てについて準用するものとする。

### (助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成対象経費は、助成対象設備の設置に要する経費であって別表に定める経費とする。

2 助成金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表に定める額とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福島市脱炭素住宅整備助成金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請は、オンライン申請、郵送または直接持参の方法により先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

4 助成金の交付は、別表に定める各対象設備につき申請者あたり1回限りとする。

5 いわゆる二世帯住宅（同一建物に2世帯の家族が世帯を別にして住む住宅）において、世帯間で建物を所有している場合は、それぞれの世帯に属する居住部分を1住宅として取扱う。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第7条 第5条の交付申請は、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、福島市脱炭素住宅整備助成金交付請求書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(オンライン申請方式)

第9条 第5条の交付申請から第8条の助成金の請求にいたる手続きについては、専用申請フォームにて必要事項を入力・送信することで提出に代えることができる。なお、各手続きにおける添付書類については、申請フォームにて添付書類に該当するデータ（写真等）を添付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) その他助成金の用途が不適当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、助成金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(財産処分)

第12条 助成金の交付を受けた者は、設備の法定耐用年数の期間内において、設備を処分しようとするときは、あらかじめ福島市脱炭素住宅設備処分承認申請書（様式第5号）を市長へ提出し、承認を受けなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

対象設備	設備の要件	助成対象経費	助成額
① 住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの</p> <p>(2) 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの</p> <p>(3) 申請年度内にFITを含めた余剰売電を開始したもの</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力量計）、工事に関する費用（モジュール設置工事、配線・配線機器の購入・据付等を含む）</p>	<p>助成対象経費以内の額とし、4万円（定額）</p>
② 家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	<p>(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kWh以上のもの</p> <p>(2) インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの</p> <p>(3) FITを含めた余剰売電をしている住宅用太陽光発電システムと系統連系しているもの（単体で申請の場合、FIT売電に限る）</p>	<p>蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入、工事に関する費用</p>	<p>助成対象経費以内の額とし、蓄電容量1kWhあたり1万円（上限10万円）※助成額は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
③ 電気自動車充電設備（V2H機器）	<p>(1) 電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能な機器</p> <p>(2) FITを含めた余剰売電をしている住宅用太陽光発電システムと系統連系しているもの（単体で申請の場合、FIT売電に限る）</p>	<p>電力供給設備及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入、工事に関する費用</p>	<p>助成対象経費以内の額とし、10万円（定額）</p>
④ ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	<p>(1) 住宅内の電力使用量を計測して、電力使用状況が表示できるもの</p> <p>(2) 住宅内の電力使用を調整するための制御機能を有しているもの</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電システムと同時申請するもの</p>	<p>データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバー等の設置など）、通信装置（通信アダプタなど）、制御装置（機器の制御に係るコントローラなど）、モニター装置、計測機器（電力使用量の計測に係る電力量センサー、電流計、タップ型電力系など）、HEMS機器の設置に伴う工事費用（セ</p>	<p>助成対象経費以内の額とし、1万円（定額）</p>

		ットアップ費用を含む)	
⑤ 家庭用 電気自動車 充電設備	(1) 電気自動車等 (EV、PHV) の充電設備を設置するもの	充電設備及び工事に関する費用	助成対象経費以内の額とし、補助率1/3 (上限2万円) ※助成額は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

別表2（第5条関係）

対象設備	添付書類
全対象設備共通	(1) 設備設置後の写真（住宅全体） (2) 設備仕様が確認できる書類 (3) 設備設置経費に係る工事請負契約書等の写し (4) 設備設置経費の領収書等の写し及びその内訳がわかる書類 (5) 建物登記簿（未登記の場合は名寄帳）の写し (6) 現住所の記載がある本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し（申請者及び建物所有者・共有者全員） (7) そのほか、市長が必要と認める書類
住宅用太陽光発電システム	(1) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（受給開始日が申請年度内のもの）
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	(1) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し (2) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し（単体申請の場合、設置完了日が申請年度内のもの）
電気自動車充給電設備（V2H機器）	(1) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し (2) 設置工事完了日を証する書類（領収書・保証書等）の写し（単体申請の場合、設置完了日が申請年度内のもの）
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	(1) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（受給開始日が申請年度内のもの）
家庭用電気自動車充電設備	(1) 設置工事完了日を証する書類（領収書・保証書等）の写し（設置完了日が申請年度内のもの） (2) EV又はPHVの自動車検査証または注文書の写し（日付が家庭用充電設備の契約日以降のもの）

福島市長様

〒 -

申請者住所

申請者氏名

電話番号

### 福島市脱炭素住宅整備助成金交付申請書

福島市脱炭素住宅整備助成事業による助成金の交付を受けたいので、福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

#### 1 助成事業の名称及び内容

福島市脱炭素住宅整備助成事業
設置住所
住宅区分 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅（※ 店舗等併用住宅の場合平面図添付）
設置区分 <input type="checkbox"/> 既存住宅 <input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅
助成申請設備 <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光（電力受給開始日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 蓄電池（_____ kWh） <input type="checkbox"/> V2H <input type="checkbox"/> HEMS <input type="checkbox"/> 家庭用電気自動車充電設備

#### 2 市税等の納付状況照会

- 申請者及び建物所有者・共有者は、福島市脱炭素住宅整備助成金の申請に伴い、福島市税等（延滞金含む）について、納付状況（税目・税額等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

#### 3 設備設置の承諾（建物の所有が共有名義、もしくは申請者以外の者が所有している場合）

- 申請者が脱炭素住宅整備助成申請することに対し、建物所有者及び共有名義人全員が承諾しています。

#### 4 市税等未滞納についての確認

- 市税等に滞納がないことを確認し、申請しています。

## 5 添付書類

### (共通)

- (1) 設備設置後の写真（住宅全体）
- (2) 設備仕様が確認できる書類
- (3) 設備設置経費に係る工事請負契約書等の写し
- (4) 設備設置経費の領収書等の写し及びその内訳がわかる書類
- (5) 建物登記簿（未登記の場合は名寄帳）の写し
- (6) 現住所の記載がある本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）の写し（申請者及び建物所有者・共有者全員）
- (7) そのほか、市長が必要と認める書類

### (住宅用太陽光／HEMS)

- (1) 設備設置後の写真（①太陽電池モジュール、②パワーコンディショナ（設備全体および型式名が読み取れるもの））
- (2) 設備仕様が確認できる書類（モジュール配置図、出力対比表）
- (3) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（受給開始日が申請年度内のもの）

### (蓄電池／V2H)

- (1) 設備設置後の写真（①設備全体、②型式名・蓄電容量が読み取れるもの）
- (2) 設備仕様が確認できる書類（設備の型式・蓄電容量が確認できるカタログ等の写し）
- (3) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（受給開始日が申請年度内のもの）  
※単体申請の場合、受給開始日の時期を問わない
- (4) (単体申請の場合のみ) 設置工事完了日が申請年度内であることを証する書類（領収書・保証書等）の写し

### (HEMS)

- (1) 設備設置後の写真（①設備全体（本体および計測機器）、②型式名が読み取れるもの、③モニター（起動しているもの））
- (2) 設備仕様が確認できる書類（設備の型式が確認できるカタログ等の写し）
- (3) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し（受給開始日が申請年度内のもの）

### (家庭用電気自動車充電設備)

- (1) 設備設置後の写真（設備全体）
- (2) 設備仕様が確認できる書類（設備の型式が確認できるカタログ等の写し）
- (3) 設置工事完了日が申請年度内であることを証する書類（領収書・保証書等）の写し
- (4) EV又はPHVの自動車検査証または注文書の写し（日付が家庭用充電設備の契約日以降のもの）



様式第2号(第8条関係)

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

電話番号 - -

### 福島市脱炭素住宅整備助成金交付請求書

福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 - 号
助成事業の名称	福島市脱炭素住宅整備助成事業		
助成金の請求金額	円		

#### 口座振込依頼書

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店・支所 出張所					
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
添付書類	振込先の通帳のコピー（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるもの）						

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

### 福島市脱炭素住宅設備処分承認申請書

福島市脱炭素住宅整備助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり脱炭素住宅設備財産処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んでください 譲 渡 ・ 交 換 ・ 貸 与 ・ 廃 棄 その他 ( )		
処分の時期	令和 年 月 日		
処分の理由			
処分の条件	処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください		